

平成28年9月13日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成28年9月13日(火曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

委員長	志子田 吉 晃 君		
副委員長	鎌 田 礼 二 君		
委 員	小 野 幸 男 君	香 取 嗣 雄 君	
	伊 藤 博 章 君	伊 勢 由 典 君	

欠席委員(なし)

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市民総務部長	神 谷 統 君	市民総務部 政策調整監	佐 藤 修 一 君
建設部長	阿 部 徳 和 君	市民総務部次長 兼 総 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君
市民総務部 財政課長	末 永 量 太 君	市民総務部 市民安全課長	伊 藤 英 史 君
建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君	建設部 下水道課長	佐 藤 寛 之 君
教育委員会 教 育 長	高 橋 睦 麿 君	教育委員会 教 育 部 長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼 教 育 総 務 課 長	渡 辺 常 幸 君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼 生涯学習センター館長	本 田 幹 枝 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	安 藤 英 治 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	鈴 木 忠 一 君
議 事 調 査 係 主 事	平 山 竜 太 君	議 事 調 査 係 主 事	片 山 太 郎 君

会議に付した事件

議案第63号 平成28年度塩竈市一般会計補正予算

議案第69号 工事請負契約の一部変更について

議案第70号 工事請負契約の一部変更について

議案第71号 工事請負契約の一部変更について

議案第72号 財産の取得について

議案第73号 塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について

議案第74号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について

議案第75号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第76号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

議案第77号 工事請負契約の締結について

・「浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議案の取りまとめ方について」

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第69号ないし議案第71号の「工事請負契約の一部変更について」、議案第72号「財産の取得について」、議案第73号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」、議案第74号「仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について」、議案第75号「宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、議案第76号「宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」、議案第77号「工事請負契約の締結について」の10件であります。

これより議事に入ります。

議案第63号、第69号ないし第77号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。平成28年度塩竈市一般会計補正予算外、計10件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、私から議案第63号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、市民総務部総務課所管に係る内容につきましてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料No.17、補正予算説明書並びに資料No.18の議案資料をご用意いただきたいと存じます。

まず、資料No.18の議案資料の24ページをお開きいただきたいと思います。資料No.18の24ページでございます。

今回補正をお願いします予算は、1の概要にございますとおり、本市発注の工事に係る宮城県建設工事紛争審査会への調停申請及び仙台地方裁判所への住民訴訟の提起に伴いまして、本市顧問弁護士を代理人とするために必要な着手金を計上するものでございます。

次に、資料No.17の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。資料No.17の5ページ、6ページでございます。

歳出でございますが、2款1項1目の一般管理費といたしまして、6ページ右側の事業内訳に記載のとおり、訴訟及び行政不服審査請求事務といたしまして、顧問弁護士委託料177万2,000円を計上してございます。

事業内容でございますが、資料No.18の24ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、2の弁護士費用についてご説明を申し上げます。

訴訟等におけます弁護士の費用は、今回補正計上いたしております事件を依頼した段階で払う着手金などがございます。これらの費用の額は、弁護士と依頼人の間で契約で定めるところとされているところでございますが、本市の顧問弁護士事務所を含みます多くの事務所で平成16年3月まで使われておりました日本弁護士連合会等に定める報酬規定、通称「旧報酬規定」と申しますが、この規定を基準に算定をしているところでございます。

それでこの「旧報酬規定」の「旧」という表現がございますので、若干補足をさせていただきますと、「旧」という言葉には通常「新しい」という言葉がセットということになるんですが、この規定の場合は、平成16年3月の廃止以降新しい規定等は定められてございません。弁護士会統一の基準・規定はこの段階で廃止されまして、以前に使用していたという意味合いで「旧」という呼び方をしているというふうな状況でございます。

次に、3の調停及び訴訟の概要で、2件の概要と着手金の額についてご説明いたします。

まず、(1)宮城県建設工事紛争審査会調停事件でございますが、これは平成25年9月27日付で契約案件の議決をいただいております藤倉雨水ポンプ場築造工事に係る設計変更等につきまして、市の積算額と請負者が主張する額に隔たりがありますことから、請負者が本年4月14日付で紛争審査会に調停申請を行ったものでございます。

なお、この状況につきましては、去る5月20日に開催されました産業建設常任委員協議会におきまして報告されておるところでございます。

工事の概要につきましては記載のとおりでございますが、請負金額にございますとおり、双方が主張する変更額には1億1,577万9,491円の開きがあるところでございます。

②の調停の状況といたしましては、7月11日に第1回の審理が行われ、10月に第2回目が予定されているところでございます。

3の本件の着手金につきましては、旧報酬規定に基づきまして、調停事件の場合の着手金は、

訴訟の場合の3分の2が基準とされておるところでございます。また、本市顧問弁護士から今回の相手方の訴額は過大かつ高額であるという考え方で、例外的に訴額を2分の1とすることで協議をしているところでございます。これを本市顧問弁護士が費用算定に用いております旧報酬規定にある計算式に当てはめまして算出した着手金が、25ページの上のほう、㉔のところがございます税込み140万4,000円という額になります。

次に、(2)緊急雇用創出事業に係る住民訴訟についてでございますが、経緯といたしましては、まず緊急雇用創出事業に関しましての市の支出は違法または不当であるため受託者に対し返還を請求するように市長に求めることなどを内容といたします住民監査請求が本年3月28日付でなされ、本市監査委員が5月26日付で結果を通知してございます。請求人はこの監査結果を不服といたしまして、6月24日付で仙台地方裁判所に住民訴訟を提起したものです。なお、訴状は7月25日付で本市に送付されております。訴えの内容につきましては、記載のとおりではございますが、具体的な金額を争うというものではなく、3件の委託契約につきまして市が不当利得返還請求を怠る事実が違法であるということを確認するものとなっております。

㉕の弁護士費用着手金でございますが、原告は訴額を算定困難なものとして、民事訴訟費用等に関する法律に基づき160万円とみなしているところでございます。このような場合、旧報酬規定では着手金算定における経済的利益を800万円と見ることにしております、これに計算式を当てはめて算出した着手金が、㉖でございます税込み36万7,200円となります。

以上2件の合計は、4の事業費及び財源内訳にございますとおり177万1,200円となりまして、千円単位に端数を整理し、177万2,000円を補正計上するものがございます。

なお、財源につきましては、全額一般財源となります。

総務課分につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、一般会計補正予算教育委員会所管分についてご説明申し上げます。

同じく資料No.17と18をご用意ください。

まず、資料No.18の32ページをお開きください。

小中学校図書整備事業についてでございます。

事業概要についてでございますが、塩釜東ロータリークラブの創立50周年を記念しまして、

当クラブから浦戸小・中学校の図書館の蔵書整備のために寄附金をいただきましたので、その寄附金を活用し図書整備を行うものでございます。

整備の内容でございますが、寄附金を活用し小学校向け図書に5万円、同じく中学校向け図書に5万円、計10万円で図書を整備しようとするものでございます。

資料No.17で補正予算の説明をいたします。資料No.17の15、16ページをお開きください。

まず、歳出についてでございますが、10款教育費2項小学校費2目18節備品購入費に小学校図書整備事業として5万円、同じく3項中学校費2目18節備品購入費に中学校図書整備事業として5万円、合わせまして10万円を計上するものでございます。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

歳入についてでございます。中段の17款寄附金1項1目一般寄附金としまして、塩釜東ロータリークラブ様からの寄附金10万円を計上し、財源として充てさせていただくものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 続きまして、生涯学習課から議案第63号一般会計補正予算債務負担補正についてご説明申し上げます。

資料No.17補正予算説明書、資料No.18定例会議案資料をご用意いたします。

初めに、資料No.17の17ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の表のうち、下段部分をごらんください。

美術館運営事業としまして、本年度から平成31年度までの期間、指定管理料につきまして6,900万円の限度額を設定しようとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが当該事業の概要をご説明申し上げますので、資料No.18の33ページをお開きください。33ページでございます。

公民館本町分室及び杉村惇美術館の指定管理についてでございます。

初めに概要です。塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館は、平成26年11月1日から指定管理者制度を導入し、現在仙台湾燻蒸株式会社が管理運営してございます。平成28年度末で1期の指定管理期間が満了するために、次期指定管理者候補者の選定に向けて取り組んでいこうとするものでございます。

2. 指定管理者制度導入後の利用実績でございますが、専門性を生かしたさまざまな事業を行うことで、多くの市民等が利用してございます。施設利用者数については、表のとおり平年度化されました平成27年度につきましては、本町分室については2万670人、杉村惇美術館については1万6,940人となっております。

3の指定管理者候補者の選定に係る今後の予定でございますが、まず指定管理者候補者の選定方法といたしましては、指定管理者候補者の選定に当たりまして、塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき公募するものとし、具体的には公募型プロポーザル方式を採用することとしたいと存じます。

スケジュールといたしましては、今回債務負担補正をお認めいただけましたなら、10月に募集要項を配付、説明会開催を行い、11月に指定管理者候補者を選定したいと考えてございます。続いて12月定例会にて指定管理者の指定を提案させていただき、翌年2月を目途に協定を締結し、4月から指定管理者による運営を開始するというスケジュールを予定してございます。

最後に、事業費財源内訳となりますが、平成29年度から平成31年度の3カ年で、一般財源を用いて6,900万円の限度額を設定しようとするものでございます。

生涯学習課からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは、議案第63号塩竈市一般会計補正予算につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.17の補正予算説明書、3ページ、4ページをお開き願います。資料No.17の3ページ、4ページでございます。

歳入の10款地方交付税1項1目地方交付税におけます、右側のページ、普通交付税につきましては4,771万9,000円の増額補正であります。またあわせまして、同じページの最下段、21款市債1項9目臨時財政対策債でございますが、2,260万円の減額補正であります。この普通交付税及び交付税の振りかわりであります臨時財政対策債の補正につきましては、交付額並びに発行可能額が確定したことにより、それぞれ補正予算の計上をするものであります。

ここで恐れ入りますが、資料No.16の塩竈市一般会計補正予算、4ページをお開き願います。資料No.16の4ページでございます。

第3表、地方債補正、1変更の表でございますが、臨時財政対策債につきまして、補正前限

度額 6 億 5,990 万円から 2,260 万円を減額し、補正後限度額 6 億 3,730 万円に変更としております。

それでは、また恐れ入りますが、資料No.17の補正予算説明書、3 ページ、4 ページにお戻りください。資料No.17の 3 ページ、4 ページでございます。

18 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、1,703 万 4,000 円の減額補正でございます。財政調整基金繰入金につきましては、今回の 9 月補正予算に係ります所要一般財源として基金から財源を繰り入れ、訴訟及び行政不服審査請求事務のほか老人憩の家管理費特別会計の繰出金に充てるものでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、普通交付税が増額となりましたことから、所要一般財源の必要額として減額補正となったものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第 69 号から第 71 号の工事請負契約の一部変更につきましてご説明いたします。

資料No. 5 と資料No.18の資料で説明いたします。

まずは、資料No. 5 の塩竈市議会定例会議案、11 ページをお開き願います。資料No. 5 の 11 ページでございます。

まず、議案第 69 号であります。これは平成 25 年 12 月 20 日に議決をいただきました 25 - 復・交 中央第 2 ポンプ場電気設備工事につきまして、工事内容を一部変更しようとするところから議会の議決を求めるものでございます。4 の契約金額につきましては、原契約金額 2 億 2,741 万 7,760 円を 2 億 5,449 万 6,600 円に変更し、2,707 万 8,840 円の増額とするものでございます。具体的な内容につきましては、後ほどほかの案件とあわせて一括してご説明いたします。

次に、議案第 70 号であります。次のページ、12 ページをお開きください。

これは平成 25 年 12 月 20 日に議決をいただきました 25 - 復・交 中央第 2 ポンプ場機械設備工事につきまして、工事内容を一部変更しようとするものでございます。4 の契約金額につきましては、原契約金額 5 億 3,870 万 4,000 円を 5 億 5,543 万 7,520 円に変更し、1,673 万 3,520 円の増とするものでございます。

次に、議案第 71 号であります。13 ページをお開きください。

これは平成 26 年 1 月 16 日に議決をいただきました 25 - 復・交 中央放流渠築造工事についま

して、工事内容を一部変更しようとするものでございます。4の契約金額につきましては、原契約金額10億440万円を11億3,026万1,040円に変更し、1億2,586万1,040円の増とするものでございます。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.18の第3回塩竈市議会定例会議案資料の37ページをお開き願います。資料No.18の37ページをお開き願います。

まず、議案第69号であります。主な変更内容につきましてご説明いたします。

5の主な変更理由でございますとおり、第三貯留管分の自家発電容量の追加に伴います非常用自家発電装置容量の変更とそれに関連する機器等の容量変更が、今回の変更内容となっております。

6の変更内容を表にまとめてございますが、①非常用自家発電装置につきましては、主な変更内容でございますとおり、容量を150キロボルトアンペアから300キロボルトアンペアに変更するものでありまして、金額は1,635万円の増額となっております。②の動力変圧器盤につきましては、非常用自家発電装置の容量が変更となることに伴って変圧器容量を変更するもので、200キロボルトアンペアから300キロボルトアンペアの変更、金額は328万5,000円の増額であります。③の動力主幹盤、自家発電連絡盤につきましては、同じく非常用自家発電装置の容量の変更に伴い電源切替器及び進相コンデンサ容量を変更するもので、電源切替器につきましては800アンペアから1,000アンペアへ、進相コンデンサは当初16キロバールが2基あったものを、21.3、26.0、31.9キロバールの計3基に変更するものであります。金額は543万8,000円の増額となっております。

ページの右側には、設備の位置を示した平面図を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、議案第70号であります。

恐れ入りますが、38ページをお開きください。

5の主な変更理由でございますが、ただいま説明いたしました議案第69号におけます非常用自家発電容量の追加に伴いまして燃料貯油槽の変更をするもののほか、将来の設備整備に先行して配管を施工するものであります。

6の変更内容の表をごらんください。①及び②の燃料貯油槽、燃料小出槽は、ともに非常用自家発電設備の増容量に対応するため貯蔵燃料容量を見直しするものであります。主な変更

内容欄にございますとおり、①の燃料貯油槽は当初8,000リットルから1万リットルへ変更、②の燃料小出槽は当初1,000リットルから1,200リットルへ変更するものであります。金額は①が631万円、②が155万円となっております。③の3号ポンプ先行配管につきましては、将来整備する予定の3号ポンプに係ります配管を、工事の手戻りにならないよう先行して施工するものであります。大口径管800ミリを施工するもので、金額は763万4,000円でございます。

これら①から③の設備の設置場所ですが、ページ右側の上段の図をごらんください。

赤枠で囲われているものがそれぞれの設備となりますが、①燃料貯油槽につきましては建物の外に埋設し、そこから建物内に設置する燃料小出槽へ接続されることとなります。③の3号ポンプ用先行配管につきましては、下段のポンプ室断面参考図のほうがわかりやすいかと思えます。図の左側が国道側、上流側になりますが、赤の矢印でお示ししておりますとおり、将来設置予定の3号ポンプの前後の配管を施工するものであります。

次に、議案第71号であります、39ページをお開きください。

中央放流渠築造工事の一部変更でございますが、ページの上段左側、5の主な変更理由をごらんください。

今回の変更につきましては、切り回し道路の設置及び切り回し道路の安全を確保するための交通誘導員の配置人数変更が主な理由となっております。右側の表の3番、準備工・仮設工にございます尾島橋撤去による全面通行どめから、仮橋、切り回し道路設置及び仮設ポンプへ変更したことにより金額が9,995万6,000円、4の安全費にございます安全確保のための交通誘導員を当初240人から1,016人に増員したことで1,094万2,000円、合わせて1億1,089万8,000円の増額となり、これに伴う経費の増も含めると、今回増となる契約額の大部分を占めていることとなります。そのほか、同じ表の1番、管きょ工にございますボックスカルバートの口径等の変更による5,598万7,000円の減額や、2の基礎工にございます支持地盤深さ精査によるくいの本数の追加で2,729万3,000円の増額、残土処分地の変更により1,512万円の増額がございます。

ページ中段・下段には、位置図とそれに対応した写真を掲載しております。図に長く伸びているピンク色のラインが新設の水路、中央放流渠でございます、水色が既存の中の島水路であります。図の左下に中の島の中央第1ポンプ場がございまして、その北側には先ほど説明いたしました仮橋の設置、切り回し道路と仮設ポンプの位置を示しております。写真はページ右下、下段右側の写真④になりますので、ご参照いただければと思います。

工事請負契約の案件につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第72号の財産の取得についてご説明いたします。

一度、恐れ入りますがまた資料No.5の塩竈市議会定例会議案の14ページをお開きください。
資料No.5の14ページでございます。

この案件は、市営清水沢東住宅の1号棟・2号棟及び集会所棟を取得しようとするものであります。独立行政法人都市再生機構に建設を依頼して整備を進めるため、平成24年2月に基本協定を締結し、建設工事を進めてきたところであります。平成28年8月12日に取得金額が確定し、8月15日をもって譲渡仮契約を締結いたしましたので、その取得について本議会にお諮りするものであります。

まず、1の財産の種類であります。1号棟が鉄筋コンクリート造の共同住宅69戸、床面積5,431.81平米。2号棟が同じく鉄筋コンクリート造の共同住宅で70戸、床面積が5,476.55平米でありまして、1号棟と2号棟合わせまして139戸、1万908.36平米でございます。また、集会所棟は木造平屋建ての集会所と高齢者生活支援施設を有し、共用部の按分面積を含めまして床面積はそれぞれ145.33平米、123.80平米となり、1号棟・2号棟を含めた床面積の合計が1万1,177.49平米であります。

2の取得金額につきましては、43億3,365万9,840円でありまして、3の取得の相手方は、独立行政法人都市再生機構であります。

では恐れ入りますが、資料No.18の40ページをお開き願います。資料No.18の40ページでございます。

ページ左上の位置図をごらんください。

位置は県営塩釜清水沢住宅の北側の敷地のうち、図中左側に位置する箇所となります。資料中央には配置図を掲載しております。北側が1号棟、南側が2号棟となり、西側に集会所棟がございまして、駐車場が北側、東側、そして1号棟と2号棟に挟まれる形で中央に配置されております。

次のページ41ページは、平面図及び立面図を掲載しております。41ページでございます。

ページ右側上段が1号棟の平面図及び立面図、下段が2号棟の平面図・立面図となります。ともに6階建てであります。1号棟の間取りにつきましては、1LDKタイプ及び2DKタイプがともに18戸、2LDKタイプが6戸、3DKタイプが11戸、3LDKタイプが10戸、4DKタイプが6戸の6タイプの、合計69戸の共同住宅であります。また、2号棟につきましては、1LDKタイプ及び2DKタイプが18戸、2LDKタイプが6戸、3DKタイプが

12戸、3LDKタイプが10戸、4DKタイプが6戸の6タイプ、合計70戸の共同住宅でございます。

ページの2段目と4段目の南立面図にございますとおり、住棟1階の中央の開口部には南北方向に通り抜け可能な通路を設けているほか、住棟内外に139戸分の物置、屋外駐車場139台、そのほか敷地内に駐輪場、ごみ置き場等を整備しております。また、集会所棟用として2戸の物置と2台分の駐車場を整備しております。

ページ左側には集会所棟の平面図を掲載しております。西側に集会所、東側に高齢者生活支援施設を配置し、中央には共用部といたしまして囲炉裏土間を含む2つのエントランスのほか、厨房、多目的トイレ等を配置しております。

今後につきましては、本議案をお認めいただきました後、9月下旬に都市再生機構からの引き渡しを受け、入居を開始する予定であります。

次のページ42ページにつきましては、取得金額の内訳をお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

財政課からの説明は以上でございます。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 引き続き、議案第73号塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料No.5定例会議案15ページと、資料No.18議案資料43ページをお開き願います。

資料No.18議案資料43ページの港町集会所の指定管理についてに基づきご説明させていただきます。

1の概要でございますが、指定管理者である港町集会所管理運営委員会から指定管理の取り消しの申し出があったことに伴い、平成26年度に指定した30団体のうち、同委員会の指定の変更解除を行うものです。

2の港町集会所の施設状況及び指定管理者の指定の変更でございますが、港町集会所は昭和48年度に建設され、指定管理者制度を導入した平成18年9月からは、港町集会所管理運営委員会が指定管理者として、現在3期目に入っております。しかしながら、(2)の港町集会所管理運営委員会からの申し出にありますように、平成27年度以降の利用者がなく、維持管理費用を賄う集会所利用収入も今後も期待できないことや、代替施設の確保が可能であるこ

となどを理由に、ことしの4月に指定管理者の指定の取り消しの申し出がございました。

3の本市が所有する集会所の管理についてでございますが、本市所有の30カ所の集会所については、平成18年度からの指定状況は下表のとおりになっております。現在3期目の指定については、平成26年6月定例会で議決をいただいておりますので、今回指定の取り消しの申し出により指定管理の指定の変更について提案させていただくものでございます。

恐れ入りますが、資料No.5議案の16ページをお開きください。

右側の変更前の表の中段でございます、上から13段目なのですが、塩竈市港町集会所を除き、左側の変更後の29カ所が平成31年8月末までの指定管理対象集会所となります。

議案第73号に係る説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、市民総務部総務課から議案第74号ないし第76号についてご説明をいたします。

これら3件の議案は、いずれも富谷町が本年10月10日付で富谷市へ移行することに伴いまして、本市と富谷町が加入しております地方自治法に基づく協議会及び一部事務組合の規約変更につきまして、地方自治法の規定により、関係団体との協議を行うに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料No.5の定例会議案並びにNo.18議案資料をご用意いただきまして、まず資料No.5の17ページをお開きいただきたいと思います。資料No.5の17ページでございます。

議案第74号でございますが、こちらは提案理由でございますとおり、仙台都市圏広域行政推進協議会の規約の変更について、地方自治法第252条の6の規定により、関係地方公共団体と協議を行うに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

規約の変更内容につきましては、資料No.18議案資料44ページの新旧対照表でご説明いたします。資料No.18の44ページでございます。

左欄変更後でございますとおり、岩沼市の後に「富谷市」を加え、大郷町の後の「富谷町」を削る内容となっております。

次に、議案第75号でございます。

恐れ入りますが、資料No.5の19ページ、ごらんいただきたいと思います。資料No.5の19ページでございます。

こちらは宮城県市町村職員退職手当組合の規約の変更について、地方自治法第290条の規定

により、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、同様に資料No.18の45ページ、資料No.18の45ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

組合を組織する自治体の一覧でございます別表第1について、東松島市の後に「富谷市」を加え、大郷町の後の「富谷町」を削りますとともに、組合議員選挙の区割りを定める別表第2について、第2区に「富谷市」を加え、第5区から「富谷町」を削る内容となっております。

続きまして、議案第76号でございます。

資料No.5の21ページ、ごらんいただきたいと存じます。資料No.5の21ページでございます。

こちらは宮城県市町村自治振興センターの規約の変更について、同じく地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、資料No.18、46ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。資料No.18の46ページでございます。

こちらは第4条に定めます組合の事務所の位置を「富谷市」に改めますとともに、附則中2の暫定措置の条文を削除するものということになります。

これら3件の変更は、いずれも富谷市の市制施行日となります平成28年10月10日からの施行ということになります。

議案第74号ないし第76号については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 続きまして、議案第77号の工事請負契約の締結についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19の塩竈市議会定例会議案（その2）の1ページをお開きください。資料No.19の1ページでございます。

1の工事名は、28-災 第3769号北浜地区下水道災害復旧工事でありまして、北浜地区におけます下水道雨水管路等の災害復旧工事であります。

2の工事概要につきましては、後ほど資料No.20を使いまして説明いたします。

3の契約の方法でありまして、総合評価落札方式による一般競争入札で行いまして、去る8月1日に公告を行いましたところ7社から参加申し込みがあり、8月25日に入札をした結果、

株式会社エム・テック仙台支店が24億6,240万円で落札し、9月5日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は76.88%となっております。なお、総合評価落札方式につきましては、後ほど工事契約台帳におきまして説明させていただきます。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.20の第3回塩竈市議会定例会議案資料（その2）の1ページをお開き願います。資料No.20の1ページでございます。

この工事は、北浜地区におきまして雨水管渠、北浜公園内におけます調整池、ポンプ施設などを施工する下水道災害復旧工事であります。

まず、ページ左上にございますが、排水計画概略図をごらんください。

概略図の左側から毎秒4.5立米の雨水が管渠を通過して、貯留量5,000立米の北浜公園調整池へ流入します。そこからポンプで藤倉第2ポンプ場へ毎秒0.686立米により圧送され、最終的に放流渠を通過して塩釜湾へ排出されることとなります。

ページ中央の平面図及び右下の工事概要をごらんください。

図中青い線が開削工により管渠を敷設する箇所、赤い線が推進工による箇所、緑色が側溝工、調整池がピンク色の箱の枠となり、そこから伸びる黄色の二重線が開削工により敷設する圧送管になります。

開削工及び推進工の管渠延長は合計1,903.6メートルとなり、側溝工を合わせますと2,024.1メートルの延長となります。

調整池工は北浜公園の地下に設置いたします貯留量5,000立米の北浜公園調整池と、調整池の排水を行うポンプ設備としまして内径300ミリのポンプを4台、内径100ミリのポンプを1台整備するものであります。

次のページ、2ページをお開きください。

調整池平面図とイメージ写真を掲載しております。

調整池につきましては、寸法が縦22.6メートル、横が53.2メートルとなりますが、施工方式は高品質でスピーディーな施工を図るため、工場で作成した各部材を現場で据えつけるプレキャスト式を採用しております。

次のページ、3ページをお開きください。

プレキャスト調整池の一般構造図としまして、平面図・断面図を掲載しております。

ページ左上の平面図の上部に流入管、右側に先ほど説明いたしましたポンプの設置箇所を示

しております。

右側の側面図をごらんください。

調整池の構造は土かぶりが4メートル、高さ6.52メートル、基礎が0.6メートル、調整池の内空の高さが5.5メートルとなります。また、ポンプ槽は調整池より1メートル低くすることにより、晴天時には常にドライの状態にし、調整池の貯留量を最大限確保した構造となっております。

次のページ、4ページをお開きください。

今回の案件におきます工事契約台帳でございます。

当該案件につきましては、一般競争入札のうち総合評価落札方式により入札を実施いたしました。総合評価落札方式とは、工事の品質を確保するため、価格による評価のほか企業の施工実績や地域貢献など、価格以外の評価も加味して総合的に落札業者を決定する方式でありまして、この方式とセットで実施することが求められる低入札価格調査制度とあわせて実施いたしました。

台帳の右側下段に総合評価点の算定式を記載してございますので、ごらんください。

総合評価点は、価格評価点と価格以外の評価点を合計したものでありまして、価格評価点は予定価格に対する入札価格の割合を点数化したもの、価格以外の評価点は20点満点として企業の施工実績や配置技術者の能力、地域貢献などを点数化したものであります。つまり、入札価格が幾ら低くても、価格以外の評価が低いと、必ずしも落札業者とはなれないということになります。さらに下段には、低入札価格調査制度におきます調査基準価格と失格基準価格についての説明を記載しております。どちらの基準も国の指針に基づいて算出されるものでありまして、調査基準価格を下回った場合はその業者がきちんと契約内容に適合した工事が実施できるか入札価格の内訳を調査することとなり、失格基準価格に達した場合は、工事の履行ができないものとして入札を失格とするものであります。

改めまして、上段の入札結果の表でございますが、1回目の入札額は7社中4社が調査基準価格以下という結果になりました。そこで、7社全ての価格評価点及び価格以外の評価点を算定し総合評価点をもって順位づけした結果、総合評価点1位の株式会社エム・テック仙台支店に対しまして低入札価格調査を実施いたしましたところ、工事の履行に問題がないとの判断がなされたことから、仮契約を締結し、本議会にお諮りするものでございます。

財政課からの説明は以上でございます。

○志子田委員長 これより質疑を行います。各委員のご発言ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 資料No.18を主体にお聞きをしたいと思います。

まず、24ページの工事関連のことなんですが、これかなりのかけ離れた金額に双方なっているわけですが、この見通しとしてはどういうふうを考えているのか、勝てるのか負けるのか、ちょっとそれはわからないといえわからないいんでしょうけれども、余り実績もないようですし、いかがでしょうか。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今鎌田委員から、見通しというお話でありました。私どもは、市が提案した変更契約金額が正しいというふうに理解をいたしておりますが、当然のことではありますが、宮城県建設工事紛争審査会に調停をお願いするということは請負業者ができるわけですので、そういった中で議論させていただいておりますので、大変恐縮です、見通しということについては、我々の正当性をこの中で主張させていただいていくということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

次に、この議案第67号、36ページで質問させていただきます。36ページ。（「介護保険だから」の声あり）ごめん、いや同じページであれかと思ったら違う。37ページ。済みません、37ページです。色も違いますね。

ここでいわゆる容量をアップするというのはわかったんですが、ここでこの図面の、37ページの右側の外れの図面で、非常用発電装置がここに来るわけですが、これ容量アップ、倍になるんですが、スペース的にはいわゆるものとしては倍の大きさにはならないとは思いますが、容量が倍になるからといって。これ大丈夫なのかなという単純な疑問が生じてくるんですが、そういったことはありませんか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 大きさ的には設計寸法等を計算しております……

○志子田委員長 マイク入れてください。佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 構造、大きさ等につきましては、見直しの中で設計検討を行っておりますので、十分この場所で設置可能であるというふうに判断しております。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。当然、設計の段階でそれは検討することだと思うので問題ないとは思いますが、次のページの38ページの、この先行して配管を敷設するということですが、何かこの図を見たところ大した長さでもないし、L棒が1個に単管2つぐらいですか。それからこれチャッキ弁かなんかだと思えますが、そういったこの設置だけでこれ七百万円かかるというのは、こんなものにこんなにかかるのかなという、ちょっと何か単純な疑問が生じてくるんですが、これはこんなものなんでしょうか、現在は。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらにつきましては、管のほうの管渠の止水弁のほうは2カ所、さらに大口径管の、800ミリの管ですけれども、そちらのほうは重さで表示はしてあるんですけれども2,380キログラムと。さらにフランジの接合材のほうがつきますので、これらのほうの材料並びに労務の単価を合わせますと、こちらの金額になるということでございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。要らぬ心配ばかりのようですね。

次に議案第71号、39ページになりますが、この放流渠の、多分でき合いついていうか、それを2連にしたほうが安いだろうということでそういうふうになると思えますが、単純にこの断面積を掛けると変更後は6.0になりまして、それから1連の場合の今までの設計でいくと6.3になるわけですが、ちょっと断面積が減るんですけれども、普通2連にする場合は抵抗がふえてくるし、かえってこの断面積ふえないと対応できないんじゃないかというふうに思ったりもするわけですね、これも要らぬ心配なんでしょうか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今のとおり断面積が大きくなりますと、周りの摩擦の抵抗というのがかかってまいります。また、高さのほうも若干違いますので、そちらのほうも摩擦並びに余裕高というのも計算しておりましてこちらの内空の断面は決めておるということでございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、断面積がふえたら抵抗がふえるっていうけれども、違う抵抗係数が減るのでかえって抵抗が減るのではないかと思うのですが、まあそれは論議しても仕方がないのであれですが。一応、若干断面積が減るけれども問題はないということで、今の回答でいいかと思うんですが、それでよろしいんですか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 はい、そうです。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これもまた要らぬ心配だったようですけれども。

次に、40ページのこの市営住宅についてちょっとお聞きしたいんですが、こういった内容というのはわかりました。それで、今後の入居の計画というか、その辺の進みぐあいというか、どういうふうになっているのか、今後の予定、どういう形なのかを簡単に教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 入居に関する事なので、定住促進課のほうからお答えさせていただきます。

今年度の3月に一括募集を行いまして、ある程度空きが生じるということになっておるんですけれども、その後7月から市内・市外の方々にもう一度入居のご案内を申し上げております。さらに仮設住宅、みなし仮設住宅に住んでいて再建先を決めかねている人たちとかに全部アンケート調査を行いまして、さらに入居を促すような努力をしておるところでございます。今年度いっぱい入居を募集いたしまして、来年度になりましたら、場合によっては被災者の方々で入居が埋まらないということになった時点で、一般の公営住宅として入居を募集してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

それから、もう一点で終わりかな。資料No.20の中から、これは今までの説明をお聞きすると、最大52.2ミリの時間当たりの降雨量に対応できる設計ということで、どこかでお聞きしたような気がするんですが、それで多分いいと思うんですが、これは今のところ約50ミリを目指してきたわけですが、その上だった場合、昨今かなり雨の降りぐあいも全国的に違うし、県内も違って来るのかなというふうに将来的には思うわけですが、そういった将来の最大降雨量のマックス容量を、マックス容量って何だろう、何ていったらいいんだろう、降雨量が大きくなった場合に対応する場合、この調整池やら何やらこの辺、例えばポンプの容量をアップするとか、ポンプの台数ふやすとか、そんな程度で将来的な方向性については対応が可能なのか、もうこれでもうマックスで何ら対応ができないのか、そういった設計なのかちよっ

とお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 この北浜地区につきましては、10年確率の時間雨量を52.2ミリということでの対応のほうで計画させていただいています。当然ながら、近年集中豪雨、ゲリラ豪雨というものが発生しておりますけれども、この計画につきましては52.2ミリでまずは整備していくという形で考えております。さらに将来という部分がありますけれども、そちらにつきましては、今現在はまずはこの52.2ミリを達成するというのがまずの目標ということでございます。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 鎌田委員のご質問に補足をさせていただきます。国におきましては、ナショナルミニマムという考え方、ちょっと英語で恐縮ではありますが、全国で全て10分の1、雨量は違います。雨量は違いますが、10年に1回の確率の雨をまず排除することについては補助をいたしますという考え方でありまして、それが行き渡った後に、さらに確率の見直しというものに当然取り組まれるものと思っておりますが、今現在は前段申し上げましたように、国は10分の1まで補助いたしますという状況でありますので、まずはその制度を活用させていただきまして、塩竈市内全てが10分の1にいち早く確率が上げられますよう、我々としては努力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。10年に1回の50ミリですけれども、先ほども言ったように昨今そういう状況でもあるし、それにばかりとらわれていたんじゃないかなというふうな思いは私はあるわけですが、この調整池自体5,000立米でしたっけ。この5,000立米は、いわゆるこの時間当たりの50ミリであれば、ここすぐもう上まで、天井まで満杯になるという、そういう設計なのでしょうか。それとも通常の使用で、このいわゆる調整池が半分とか80%とかのレベルで、いわゆる設計上そういうふうになっているのか。上の部分がある程度の余裕なのか。そういう考え方はどういうふうになっているのかを、ちょっとわかれば教えていただきたいなと思います。

○志子田委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 この調整池、5,000立米ということで今回計画をしております。これは52.2ミ

りの雨が降ったときに藤倉第2ポンプ場のほうから雨水を排水するわけで、その一気に集中、藤倉第2ポンプ場のほうに水が集中したときに吐き切れない部分をこの調整池で一旦ためて、藤倉第2ポンプ場の能力に合わせた排水を担保するというで計算をして、タルボット式の計算ということでピークをカットして、調整池の容量を決定しております。

今申し上げました調整池には余裕高もございますし、それから今申し上げたそのピークカットの数量の中には、この調整池まで通ずる管の中に貯留する雨量というものを計算してございませんので、このエリア的にはまだこの管のほうに入る雨水量なども計算しますと余裕があるというふうなことで考えております。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今の説明で、調整池なので、どばっと降った場合一時ここにためて最終的に排出する、藤倉ポンプ場に負担をかけないというそういう考え方とは思いますが、このいわゆる時間当たりの50ミリも30分で終われば、30分とか10分で終われば大したことないっていえば大したことないのかもしれないし、これが2時間、3時間、5時間、6時間と続けば、この50ミリは侮れない50ミリだとは思いますが、そういう時間的スパンの設計というか考え方も、この市の全体的な降雨に対してのあれはなされているのか。例えば1時間までだったら、1時間以内だったら50ミリでいいよとか、これが何時間でもいいよとか、ちょっと2時間、3時間になった場合は50ミリまで対応できないと、30ミリぐらいだとか、ずっと連続で続いた場合。その考え方は今どういう、この藤倉ポンプ場ないしは調整池だけの考え方ではなくて、市全体の考え方としてどういうふうになっているのかなっていう、その辺いかがでしょうか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道のほうの計画全体で同じなんですけれども、雨の降り方、降らせ方というのがありまして、そちらのほうは計画するに当たっては中央集中型という、こういった一雨降るといって形で、その時間が、ただ52.2ミリがずっと継続するということではございません。一山ピークが52.2ミリということの一山降雨というほうで考えて設計をしております。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 昨今の台風で連続で降られて、時間もピークで最小で10分ぐらいであればいいのかもしれないけれども、結構長時間降る可能性が塩竈にだってないわけではないんですが、そ

ういう現状を、ちょっとがっかりしたなっていう、心配だなというところがあるんですが、仕方ないんですね、今のところね。

以上で終わります。

○志子田委員長 ほかに発言ございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 契約関係からちょっと確認をさせていただきます。

資料No.18のところでもちょっと触れさせていただきますと、こちらのほう資料No.18の37ページからですね、37、38、39ページというあたりなんですけれども、ちょっと確認ですけれども、塩竈市内には17の排水区がありますと。先ほど言った52.2ミリの降雨量をいわば想定して、10年に一遍という降水基準で取り組んでいるようなんですけれども、そうするとそういう、例えば中の島全般のこういった水路なり、あるいは新たなポンプ場の整備によって、全体としてはどこまでの取り組みですか。52.2ミリをクリアできるのかどうか、これらの整備によってですね。その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 全体計画としましては、10年確率の52.2ミリというのを計画の目標として整備しております。ただ、今現在整備しております復興交付金事業、こちらにつきましては復興交付金を復興庁からお認めいただきましたのが同じ年の9月に降りました台風15号の降雨ということでございまして、そのときの時間雨量が44.5ミリということでございます。でもって今現在整備しております、中央関係の中の島公園に整備しておりますポンプ場関係は44.5ミリということになります。ただ管渠、貯留管であるとか放流渠であるとかは当然ながら後に整備できませんので、52.2ミリの能力は持っているということでございます。足りないのは中央第2ポンプ場のポンプが1基足りないという状況でございまして、そのポンプ1基を将来増設しますと、44.5ミリから52.2ミリまで上がるということでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで考え方はわかりましたけれども、たしか総括のところでもなたかも触れたと思いますが、38ページのところですか、そこで中央第2ポンプ場の機械設備の説明があって、今回提案があって、③ですか、変更の内容というところで3号ポンプ先行配管と、将来予定の3号ポンプ用配管を先行施工するためと、口径で800ミリですか、こういうものをやるんだと。お聞きしますと、図面下のほうを見ると、いわば口っていうんですかね、それをつくって行く先行配置するんだけれども、どうも私の聞いた限りでの考えなので、10年間のス

パンということでこういったものの対応と将来的な施工、ポンプをつけるんですよということですが、この点線で3号ポンプというものがいつの時点でつくのかなというのがちょっとよくわからないので、その辺の考え方だけちょっと示していただければと思うんですね。

○志子田委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 総括のときにもお話をさせていただきました。まず、今44.5ミリとなっておりますのは、牛生ポンプ場もそうです。それから、今佐藤課長がご説明申し上げましたように、中央第2ポンプ場もあと1基ポンプをつけないと52.2ミリにはいかない。それから、昨年度完成いたしました藤倉ポンプ場のほうも44.5ミリの対応ということで、ポンプピットがまだ1カ所あいております。それから、交付金事業で取り組みます越の浦のほうも44.5ミリということでのものになっております。

じゃあ将来52.2ミリにいつなるんだということでございますけれども、総括でお話し申し上げましたように、人口集中エリアのほうからまずは優先的に取り組んで52.2ミリに上げていくと。平成6年に策定をいたしました総合治水計画の目標が52.2ミリ、全市52.2ミリを達成するということでございますので、まずはそういった優先順位で整備をしていかなければならないというふうに思っておるところでございます。同時に、既に中央第2ポンプ場とか、稼働しておりますポンプ場のポンプが老朽化もしてきておりますので、そういったコスト面を総合的に判断して、52.2ミリをどの部分から達成していくかというのは、ぜひ計画の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで総括でもどなたかの質問、山本議員かな、決算だったと思いますが、要するに復興交付金の事業、復興集中期間というのかな、10年間。1年、この間の9月11日で5年半ぐらいの期間が過ぎました。復興交付金というものについては、使えなければ返還しますよというような回答がたしかあったと思うんですが、そうすると残された残期間の中で速やかに整備を、いろいろ先ほど52.2ミリに対応するといったように、一応今後の計画として進めていくよというお話は理解はするものの、そういった交付金の返還を含めて、残された期間はあと4年と半年ですか、という計算になるんだろうと思うんです。そうすると、そういう期間の中でこの整備をしっかりと52.2ミリに対応したもので、今後将来的なものとして、その集中期間の中で整備していくのかどうか、その辺の考え方についてちょっと確認させてい

ただきたいと思います。

○志子田委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 先ほど佐藤課長も申しあげましたように、復興交付金、残念ながら52.2ミリまでの整備を許してはいただいておりますので、震災後に降った台風15号、44.5ミリまでの整備ということで取り組ませていただいております。

ただ、我々としてはその交付金の中で最大限のお金を使って52.2ミリを目指していきたいということで、手戻りのないように、可能な限り折衝を重ねて、貯留管については52.2ミリの貯留管であるとか、それから配管についてもこれも先行配管というふうに書いておりますけれども、これ配管をしておかないと、ポンプを長期間とめて工事をしなければならなくなりますので、ポンプを動かしながら、動かしながらといったら変ですね、本当に短い時間でポンプを据えつけるというような準備をさせていただいております。なるべくそういうことで雨に備えた投資を前もってするというように目指しております。

なお、復興交付金効果促進事業などもまだまだ使い切れていない部分がございますので、これからは復興庁のほうとはなるべく将来に備えた雨水対策ができるように、これからは協議を重ねてまいりたいと思います。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつこれはある意味政治課題といえますか、3.11の震災の後に来た台風で大分冠水したという、そういうものも含めての基準で今整備を進めているということはわかりました。ひとつやはり、先ほど鎌田委員からも、先ごろの台風で岩手県の被害が非常に広範囲でしかも甚大な被害を受けたということも含めて、それは塩竈市も対岸の火事ではありませんので、ひとつその辺はしっかり準備を整えていただければと、ひとつよろしくまずお願いをしたいというふうに思います。

それから、中の島のこの一連の工事、議案第69号なりあるいは第70号なり第71号に関して、全体としては、工期完了するのはいつごろというふうにそれぞれ捉えていいんですか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 お答えします。

全体として見れば、最終的に中央第2ポンプ場が完成した後に全ての機能が果たせるということになりますけれども、最終的には平成29年の夏というふうに今のところ計画をして進めております。ただ、中央放流渠につきましては、既に既存の中の島水路から切りかえており

ますので、この中央放流渠については、もう機能は十分果たしているというような状況でございませぬ。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、資料No.20の関係でちょっと、これうんと簡単な質問なんで余りあれしませぬけれども、貯留施設をつくるのは理解をいたします。いろいろ入札の仕組みも大分議論が深まったと思います。北浜の関係で確認させていただきたいんですが、あそこの公園に、一つは大分古いトイレがあるんですね。そこも含めて復興工事をすれば、原状復旧といひますか、原状にするんですが、あそこは昔ながらのトイレでして、この際水洗化も含めて進めていくのかどうか、その辺の考えだけ示してください。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今回の議案第77号の工事の中には、公園のほうの復旧までは工事としては入れてはおりませぬ。ただ、災害復旧の査定の中で、公園のほうも現況復旧するという形の査定も受けておりますので、現況復旧をするまでの費用がお認めいただいているところでございます。

ただ、元の形に戻すのかということがありますけれども、今後それらも含めまして、どういった形のほうが、現状でいいのかということも含めまして、地域の皆様方のご意見を伺いながら計画のほうを立てていきまして、最終的には公園のほうという形で復旧を考えております。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 せっかく今後の一応この施設がつくられた後に原状復旧といひますか、市民の皆さんがやはり憩いが十分できるように、また使いやすいトイレというのは今いろいろと事業の中でも結構出されておりますので、市民の皆さんと意見を交えながら、ひとつ対応方よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、財産取得の関係でちょっと二、三お聞きをしたいと思います。

資料No.18のところの関係でいひますと、後ろのほうに、ページ数でいうと40ページから41ページのところにそれぞれ図面、そして42ページのところに取得金額等々が示されております。

私もこの点についてちょっと懸念するのは、一つは前の伊保石の災害公営住宅については、伊保石町内会の一部として町内会へ入ってもらったと、それはそれでその当時の関係では理

解をいたしますが、ここの地域を見ますと、例えば先行的につくられた三十何室かの3階建てのところは、一つは地域的にいうと町内会でいうと清水沢の4丁目でございます。それからもう一つは、下のほうの旧太田球場というんですかね、太田球場のところは清水沢の3丁目、該当するのは全く別な地域と。もう一つは、今できている石材店の跡地のところの建物についていうと、学区はたしか第二小学校だったかな、こっちね。あと第二小学校だったのかな。それから、こっちのほうの太田球場は月見ヶ丘小学校ということになっていて、そうすると一つはそこら辺も含めて、自治組織をしっかりとつくっていかないとだめなんじゃないかなという問題意識を持っているんですね。独立したんですね。やはりコミュニティーがあるかないかで、被災した方々、いわばいろんなところから、市内も市外もというふうに募集をかけていてその方々が入ってきますので、そうするとかなりコミュニティーづくりを相当真剣に対応していかないとだめなのかなと。過般、9月11日の新聞に、塩竈の災害公営住宅の入居者の高齢化率が五十何%だかって、県内一高いところになっているようなんです。そうすると孤独死だとか、あるいはやっぱり地域の皆さんの交流する自治組織がないと孤立無援といいますか、そういうことになりはしないのかなということで、ちょっと一番懸念をしているものですから、今現在どのような形で、ここの新しい災害公営住宅170戸との関係でどのような形で進めようとしているのか、その辺だけちょっと最初にお聞きしておきたいと思います。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 コミュニティーづくりにつきましては、市民安全課所管ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

これまでも既に東地区には入居が始まっているということで、以前からそういった入居者の皆さん、または周辺町内会の皆様方と、どういった形でコミュニティーづくりをするかということをお話し合っているところでございます。ただ、今の段階でどういった形にするかということはまだ決定しておりません。今後、西区の入居が9月から始まるという部分もございまして、その中で話し合いをしていきたいというふうに思っています。

ただ、先ほど言ったように、学区が分かれているからとか、地区が分かれているから、実際北部とか西部というふうに地区も分かれている形になるんですが、それにこだわってその中のコミュニティー組織もばらばらにするというふうな、しなくちゃいけないというルールはございませんので、その辺につきましてはそういった入居者の皆さん、また地域の皆さんと

話しながら、一番いい方法を協議していきたいというふうに思っている段階でございます。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、考え方はわかりましたが、いわば被災者の皆さんが初めて集まってきていて、自治会組織っていうのは結構、あるいは町内会をつくるっていうのは結構一手間、二手間もかかるんですね。しかも、そこら辺の支援といいますか援助の仕組みというのは今どんなふうになっているのでしょうか。これからつくと、入居をしました、そうするとどういう形でこの町内会、自治会、コミュニティー組織を立ち上げる方向を支援しようとしていくのか、その辺の具体論だけちょっとお聞かせください。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、まず自治会、町内会というふうなものの組織の仕方っていうのは、あくまで住民の選択事由という形になるかと思えます。ただ、これまでも伊保石地区、あと錦町地区にしましても、一つは自分たちの住宅で立ち上げる方法、もしくはまた周辺の住宅に加入するという方法を選択して、そういった部分を既存の町内会等と話しながら説明会を開いたりしているところでございます。そういう形で、今後清水沢住宅についても進めていきたいというふうに考えております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 取得に絡んだ話ということで、ひとつよろしくお願いをしたいと思えます。あとは、わかりました。ひとつそういう対応方はよろしくお願いをしておきたいと思えます。

あと、本町公民館の関係で、ちょっと二、三お聞きをしておきたいと思えます。

18番の資料でいうと33ページですか。それでこれを見ますと実績として施設の利用者数が平成26年度、平成27年度でふえているなという傾向が見当たるわけですが、ここでのいわばこの利用者がふえた理由といいますか、ふえることは大いに結構なことだと思えますので、利用者がふえた要因なりそういうものについてお聞きをしたいと思えます。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 お尋ねの利用者数の関係でございますが、こちらとしましては、まずは大講堂の改修によりまして、そちらを使った利用客がふえたということと、それからあとはさまざまな絵画、それから常設展示、企画展示、ワークショップ等々の事業開催によりまして来館者がふえているというふうに見てございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 利用料金は、前回の市が管理していたころと比べて大体、利用料金としてはほぼ同額なんでしょうか、あるいは改定で少し安くしているのか。そこら辺も含めてちょっと考えただけ、対応方だけお聞きしたいと思います。（「美術館だけ聞いて。指定管理のことだから。公民館のほうでなくて」の声あり）

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 お尋ねの料金につきましては、生涯学習センターの条例で定まっております。特に額の部分につきましては、適正な額を定めておるところでございます。そちらに従って貸し館を行っているというような状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長 ほかにございませんか。小野委員。

○小野委員 それでは、私のほうからも何点か質問させていただきます。

初めに、資料No.18の32ページですけれども、小中学校図書整備事業ということで、これは30冊ということですが、どういった本というか書籍を購入されるのか、わかっている範囲でお知らせいただきたいと思っております。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 この30冊については、今までの購入実績等を見まして、その平均値から一応出させていただきました。図書の整備に当たっては、司書教諭の先生がおりますので、司書教諭の先生中心にテーマごと、例えば科学とか歴史など、そういったテーマごとに児童・生徒の皆さんに読んでほしい図書、あるいはリクエストカードなんかで子供さんから要望を聞いておりますので、そういった児童・生徒の要望のある図書、こういったものを中心に整備をしております。各年齢層にバランスよく、話題性のある図書なんかを一応整備しておるといったような状況でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。今、子どもさんからの声なども聞いているというので安心したところではありますが、そういった中でどういった本が今子どもたちから求められているのか、その辺わかれれば教えていただきたいと思っております。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 具体的にどういった本というような情報、ちょっと手元にはございません。具体的には小学校低学年あるいは高学年、あと中学校というような形で、先ほども申しましたように各年齢層にバランスよく図書を購入しておるとというような状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。じゃあ求められている本ということで、その内容をちょっと何点かでもお聞きすると、我々も今後いろんな部分でやっぱり活用というかそういったこともできるかなと思ひまして今質問させていただきましたので、子どもさんから求められているという部分であれば、やっぱりそういったものもしっかり表というか、そういったことをしてしっかりと計画でこういった寄附なんかの部分でも出てくると思うので、そういった基本的なしっかりとした計画のもと、しっかりと子どもたちのために進めていただきますよう、今後よろしく願いをいたしたいと思ひます。それでは、ここは終わらせていただきます。

それで、続きまして、議案第69号から第71号の工事請負契約の一部変更ということで、賛成する、そういった部分でちょっとお聞きしたい、確認したい、そういったところをちょっとお聞きしたいと思ひます。

一応、議案第69号もですけれども、これも容量の変更の部分とか、あとは第70号にしても貯蔵燃料容量という部分、あと第71号は切り回し道路の設置ということで、及び切り回し道路の安全を確保するためということの部分でお聞きいたしますけれども、こういったところ、前もってこういったものが出るだろうとそういった予想的な部分っていうのは、これは考えられないものなのか、その点だけちょっと確認をさせてください。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 お答えします。

今回の中央第2ポンプ場のこちら関係なんですけれども、前段部長のほうが前に説明したのと同じなんですけれども、復興交付金のお認めいただいた時期の違いというのがございまして、そういった関係で新しく非常用自家発電を1基、第3貯留管の分をつくるというよりは、検討の結果、追加、容量をアップして将来の管理等も含めた形で一気にしたほうがいいだろうということで、今回追加ということになったものでございます。それに伴いまして、議案第70号につきましても主要な燃料を貯油する場、供給する分の燃料タンク、貯油槽のほうが大きくなったということでございます。さらに、放流渠につきましても、当初通行

どめの期間というのをご説明しないまま計画のほうを立てておったんですけれども、やはり実際工程表を引いてみると1年間という長い期間になってしまったということもございまして、やはり地元の皆様のほうにご説明はしたものの、やはり余りにも長過ぎるということで、仮橋という形のほうに見直しになったということでございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この中には予定していて後から認められたというような点も入っているのはわかるんですけれども、やっぱりこういった容量の部分では、大きさというのはある程度どういったところっていうのは、工事というか事業者のほうもやっぱりそういった考え等もあるわけだと思うんですよね。プロなものですから。それと、やっぱりこういった切り回しの橋の部分でもあれ、こういったこともやっぱりそういったプロの方のアドバイスっていうか、こういったことも考えられるというような予想も立てられるのではないかなということでは私は今質問をしたわけなんですけれども、私も電気関係とかいろいろ見積もり等のそういった仕事関係もしてたときもありますけれども、ある程度やっぱり予想をして、やっぱり追加の分が出る、そういった予想もしながらそういった予算を立てて見積もりを出すっていうのが民間の部分ではあるもので、追加っていうのは認められないというのが民間のほうでは主なものですから、私はこの点はちょっとびっくりはしてるんですけれども、それでこれ追加工事になった場合、これ入札とかなくて、そのままの工事請負の方が金額で出してくるわけで、ですので最初に幾ら低い金額っていうか、適正な金額だとしても、そういったところでこうではないかというような誤解っていうか、そういったことも出てくるのが本当の部分だと思うんですけれども、その点どうお考えでしょうか。

○志子田委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 この非常用自家発電ですね、単体で建てた場合は約4,500万円ほどのコストがかかるというふうに我々考えております。これが今回の変更で4,000万円切るような形で整備をできると。あと、電気・機械ともに請負率が84.6%ぐらいの請負率になっておりますので、ゼロから積み上げて工事を積算して入札にかけた場合、例えば90%の落札率、落札率が既にもう84%の落札率を掛けた数字で変更できるということが経済的に有利ではありますけれども、本当に当初これらのものを、我々も必要性は当初から感じておりましたけれども、そこは財源の部分がやはり手当てできなかつたということで、当初の工事の内容には含むことができなかつたという事情から変更になりましたことをご理解いただければと思います。以

上です。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。だから今後もやっぱりこういった入札があるとき、予想されている部分、金額に入れられなくてもこういったことが考えられるとか、そういったところがわかって予想しているのであれば、そういったところも報告しながら、やっぱり議会も理解しながら進めていけば、突然出てくるっていう話の前にそういった話も聞いていけば、また理解も違ってくると思いますので、そういった点もわかっている範囲でいいので報告をしながら、しっかりと議会と一緒に進められればいいのかなと思っていますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

次に、財産取得の議案第72号で40ページですけれども、資料No.18、これ取得はいいんですけども、取得後ですけれども、ふぐあいが出た場合の補償っていうんですかね、そういった部分とか、あとは建物の改善の部分。前、浦戸に行きますと、やっぱり玄関を出たときにすぐ雨に当たってしまうということで、屋根をちょっとつけたりなんかも後からしたっていうこともあるんですけれども、そういったところはこういったような取り決めっていうか、そういったことになっているのか、この点お聞きをしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、小野委員から議案第72号、UR都市再生機構からの清水沢災害公営住宅の引き取りについてのご質問でありました。基本的には、設計当初に必要な施設については網羅させていただいた上で発注をさせていただいているという認識でありますので、今ご質問いただきました住まいをしてから実はこういった部分もっとうこういう施設があればということについては、改めて別な形で発注しなければならないものと考えています。ただ、工事内容にすぐわないようなふぐあい、例えば風呂がなかなかたけないとかそういったものがありましたら、今契約の中では1年間、瑕疵担保期間というのを設けております。1年間以内に管理運営費が必要な状況が発生すれば、それは施工者の責任で直していただけるという契約内容になっておりますので、それぞれの使い分けをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

採決いたします。

議案第63号、第69号ないし第77号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第63号、第69号ないし第77号については、原案のとおり可決されました。

以上で付託議案の審査については終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議案の取りまとめ方についてを議題といたします。

去る平成28年9月9日、伊勢由典委員より本委員会委員長宛てに、浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議案について委員会の提出議案として取りまとめを行いたい旨の申し入れがありましたので、その取り扱いについて検討することといたします。

それでは、伊勢委員より説明を求めます。伊勢委員。

○伊勢委員 どうもご苦労さまでございます。

8月29日にこの件についての総務教育常任委員会の勉強会を行って、その際にも委員会として会議規則に沿って議案が出せるということで、第14条ですね、第2項についてそういうことができますということで、私のほうからも提案をさせていただきました。

したがって、従来ですと議員提出議案という形での提出は定めてはいますが、委員会として皆さんのご意思が固まれば、その委員会としても提出の方向に沿って決議案を提出する

ということでお諮りしたいなということでございます。

○志子田委員長 各委員のご発言をお願いいたします。今の伊勢委員の件に関して、ありましたらご発言をお願いいたします。小野委員。

○小野委員 今回の浦戸燃油に関しましては、いろいろ勉強会、委員会なども重ねてきたことで、決議という話も出ていましたので、ぜひ伊勢委員からありましたとおり、委員会として決議を出していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○志子田委員長 ほかにご発言はありませんか。マイクを持って行っていただいてよろしいので。伊藤委員。

○伊藤委員 委員長からの指名でございますので、僭越ではございますが、基本的にこれまでの当委員会での閉会中の調査を踏まえた上で考えれば、この件に関しましても勉強会等で皆さんのある程度の考え方は確認はされているかと思っておりますので、その辺伊勢委員のほうには文書の取りまとめ等いろいろご苦勞をかけたのかなと思っております。ご苦勞さまでございました。ぜひ、その伊勢委員の意を酌んで、みんなで委員会提案という形でお出しただければと私は考えております。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員は大丈夫。鎌田委員。

○鎌田委員 いいんじゃないでしょうか。できればこれ塩竈市議会として出すわけだから、出していいのかな、そういう形であればなおいいなと。

○志子田委員長 その件について、局長のほうから何か説明ありますか。

○安藤事務局長 今回は会議規則に基づきます委員会提出議案となれば、あと最終日前の28日の議会運営委員会で上程を決定していただいて、29日の最後で皆様で議決をいただくという形になると思われますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○志子田委員長 ありがとうございます。ほかにご発言はありませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 2枚目めくっていただきますと、表紙があつてですね、私の名前があつて、総務教育常任委員長志子田さんということを出しております。次のページのところに、議員提出議案となつていたんですが、どうもいろいろお話を聞きますと、これが総務教育常任委員会提出議案という形になるようですので、議員提出議案ではなくて委員会の提案ということの手直しになる方向です。

○志子田委員長 お諮りいたします。

本決議案についての質疑はこれまでとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 50 分 休憩

午前 11 時 51 分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

浦戸諸島における燃料安定供給と燃料費格差是正に関する決議につきましては、会議規則第14条第2項に基づき、委員長名で議長宛てに議案を提出し、委員会提出議案として平成28年9月定例会最終日に上程することで調整したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前 11 時 52 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃